

後期高齢者医療制度の通知書送付や保険証・認定証の更新など

☎保険年金課 ☎70・5617

保険料額決定通知書・納入通知書を送付

7月中旬、後期高齢者医療制度の加入者全員に、4年度の保険料額決定通知書と納入通知書を送付します。

保険料額は、前年(3年1月～12月)の所得額に応じて、県後期高齢者医療広域連合が決定します。保険料額は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

計算は被保険者個人単位で行います。保険料率等は、2年ごとに改定されます。4年度は表のとおり、均等割額は4万3100円、所得割率は8.78%、限度額は66万円となっています。保険料の納付方法は、特別徴収(年金からの差し引き)が原則ですが、次に該当する方は普通徴収(納入通知書か口座振替による納付方法)となります。

- ①年金給付額が年額18万円未満
 - ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超える
 - ③年度途中で後期高齢者医療の資格を取得(75歳になった方、転入した方など)
 - ④特別徴収から口座振替に変更一など
- 保険料の未納がない方は、申し出により納付方法を特別徴収から口座振替に変更できます。

表 保険料率等の比較

項目	期間	R4～5(A)	R2～3(B)	(A) - (B)
均等割額(年額)		4万3100円	4万3800円	-700円
所得割率		8.78%	8.74%	0.04%
限度額(年額)		66万円	64万円	2万円

被保険者証が新しくなります

現在使用している後期高齢者医療被保険者証(水色)の有効期限が7月31日で満了となるため、8月1日以降は使用できなくなります。新しい保険証(桃色)は7月中旬に簡易書留で郵送します。10月1日の窓口負担の見直しに係る制度改正(2割区分の新設)に伴い、今回送付する保険証の有

効期限は8月1日～9月30日です。10月1日から使用する保険証は9月に改めて送付いたします。8月1日を過ぎても保険証が届かない場合や、紛失した場合は、同課へ問い合わせてください。

減額認定証、限度額適用認定証が新しくなります

現在使用している限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)、限度額適用認定証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月1日以降は使用できなくなります。

現在、減額認定証(若草色)か限度額適用認定証(紫色)を持っていて、8月1日以降も対象となる方には新しい認定証を7月31日までに郵送します。

国民年金保険料

☎保険年金課 ☎70・5618か厚木年金事務所 ☎046・223・7171

申請で納付免除・猶予

国民年金の第1号被保険者で、経済的理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請して承認を受けると免除・猶予されます。承認期間は7月～来年6月の1年間で、毎年申請が必要です。継続を希望して全額免除か納付猶予を承認された方は、次年度以降は原則として申請不要です。

☎第1号被保険者で次のいずれかに該当する方①本人、配偶者、世帯主(納付猶予は本人、配偶者)それぞれの前年所得が定められた基準以内②失業、倒産、廃業が確

認できる③障がい者、寡婦かひとり親で前年所得が135万円以下④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受給
 持年金手帳、納付書など基礎年金番号の分かるもの、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証(昨年1月1日以降の失業を理由とする方)
 甲〒252-1192市役所保険年金課に郵送か直接。結果は日本年金機構から承認通知書を送付(一部免除の方には区分に応じた納付書も送付)

固定資産税(家屋)

☎課税課 ☎70・5626

申告で減額に

今年中に住宅耐震・バリアフリー・省エネ改修工事や認定長期優良住宅の新築をした方や予定している方は、完了後に必要書類を添付して申告すると、来年度の固定資産税が減額できる場合があります。

▶減額率▶①住宅耐震改修工事 1年間2分の1▶②バリアフリー改修工事 1年間3分の1③省エネ改修工事 1年間3分の1▶④認定長期優良住宅の新築 5年間で7年間2分の1▶申告期限▶①～③完了後3カ月以内▶④来年1月

31日まで▶減額措置の併用 ②と③併用可▶詳細 減額対象条件や提出書類は市HPに掲載



建物取り壊しは連絡を

今年1月2日～12月31日に建物の取り壊しをした方や予定している方は、同課へ連絡してください。

原油・原材料価格高騰に伴う臨時給付金

☎①商業観光課 ☎70・5685(製造業以外)、工業振興企業誘致課 ☎70・5661(製造業) ②農業振興課 ☎70・5622

①中小企業原材料価格など高騰対策②農業経営費高騰対策 7月11日から申請受付開始

原油・原材料価格の高騰などの影響を受けている①市内中小企業者や個人事業主②市内園芸・畜産農家を支援するため、給付金を支給します。詳細は、市HPを見てください。

▶☎①4月期～8月期の間で、いずれかの月の1カ月の売上総利益率が前年同月期等に比べて10%以上減少した市内中小企業者と個人事業主(創業後1年未満で前年同月期と比較できない場合は創業開始～4年8月期のいずれかの2カ月を比較)②燃料・肥料・飼料などの価格高騰により影響

を受けている市内在住の農家と市内に住所を有する農業法人のうち、農畜産業をなりわいとし、JAや市場などに出荷し販売を行っている農家▶給付額区分①令和元年度等の月次売上高に応じて50万円・30万円・10万円②前事業年度の売上げに応じて30万円・20万円・10万円▶必要書類 申請書(市HPからダウンロード可)、その他の必要書類は市HPを参照▶甲 必要書類を9月30日(消印有効)までに、〒252-1192市役所①商業観光課(製造業以外)か工業振興企業誘致課(製造業)②農業振興課へ郵送か直接

— 広 告 —

あやせ名産品会

高座豚手造りハム 大久保商店 矢部商店 鈴保養鶏園

お問い合わせは各店舗にお願いします

詳細は名産品会ホームページをご覧ください

あやせ名産品会事務局 (綾瀬市役所商業観光課内)

あやせ ベリーガーデン ブルーベリー・ブラックベリー 収穫型観光農園

営業期間: 7月1日～8月28日 (月・火定休)

営業時間: 10時～15時

場所: 綾瀬市上土棚北3-21-28【第二圃場】 (第一圃場の営業は終了致しました)

★収穫は予約制です。詳しくはHP「あやせベリーガーデン」検索

★ご予約・お問い合わせはお電話で 080-5505-8810(10時～18時)